



金 沢 市 公 報

号外第34号の2

平成28年(2016年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●訓令甲	
○職員服務規程及び服務記録整理規程の一部を 改正する規程 (人 事 課)	1
●告 示	
○金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱 (福祉総務課)	2
○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活 支援総合事業における指定第1号事業の実 施に関する要綱 (介護保険課)	6
○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生 活支援総合事業における指定第1号事業の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める要 綱 (")	9
○金沢プールの指定管理者の指定について (スポーツ振興課)	30
●教育委員会規則	
○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例附 則第2項の教育委員会規則で定める日を定め る規則 (教育総務課)	30
○金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正 する規則 (")	31
●教育委員会告示	
○金沢市立工業高等学校学則の一部改正につい て (市立工業高等学校)	32

●農業委員会規則	
○金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	33
●消防局訓令甲	
○消防職員服務規程の一部改正について (消防総務課)	34
●公営企業管理規程	
○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する 規程 (企業総務課)	34
○金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する 規程 (")	35
○金沢市企業局職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程 (")	36
○金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正す る規程 (")	36
○金沢市液化石油ガス供給に関する規程の一部 を改正する規程 (")	36
●病院事業管理規程	
○金沢市立病院職員就業規則の一部を改正する 規程 (市立病院事務局)	37
○金沢市立病院職員の給与に関する規程の一部 を改正する規程 (")	38

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第9号

庁 中 一 般

職員服務規程及び服務記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月26日

金 沢 市 長 山 野 之 義

職員服務規程及び服務記録整理規程の一部を改正する規程

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和31年訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間の承認」に改め、同条第2項中「並びに介護休暇」を「、介護休暇並びに介護時間」に改める。

様式第3号中「介護休暇届」を「介護休暇(時間)届」に改める。

(服務記録整理規程の一部改正)

第2条 服務記録整理規程(昭和31年訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号及び第2号中「第19号及び第20号」を「第21号及び第22号」に改め、同条中第20号を第22号とし、第15号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第14号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 部休 部分休業により勤務しなかったとき。

第7条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介時 介護時間により勤務しなかったとき。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の職員服務規程様式第3号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

●金沢市告示第340号

金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市臨時福祉給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨時福祉給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「臨時福祉給付金」とは、消費税率の引上げに際し、低所得の市民に与える負担の影響に鑑み、低所得の市民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として本市が市民に対して支給する給付金をいう。

(臨時福祉給付金の支給対象者)

第3条 臨時福祉給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、第6号に該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において臨時福祉給付金に類する給付金で市長が別に定めるものが支給される者を除く。）に支給する。

(1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項及び第3項において「住基法」という。）

第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次号において同じ。）を本市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次号において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次号において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

(3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。）

(4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。次号において同じ。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。以下この号及び第4項において同じ。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者をいう。以下同じ。）であって、その入所等をしている施設等が本市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は

- 同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者）にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託をされている者に限る。）
- イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下このイにおいて「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下このイにおいて「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下このイにおいて「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者）にあっては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院をしている者に限る。）
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下このウにおいて「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託をされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業を行う住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除く。）
- カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（第5項において「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次のアに掲げる要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たもの
- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が出されていること。
- ウ 売春防止法に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。
- エ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。
- (6) 平成28年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この号及び第5項において「市町村民税」という。）が課されていない者又は条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次の各号のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）
 - (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）
- 3 第1項の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない者には、臨時福祉給付金を支給しない。
- 4 基準日において第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号に掲げる要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、同項第4号ウ、エ又はカに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この項において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この項において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- 5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第5号アの要件を満たし、かつ、同号イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たものについては、同項第6号に掲げる要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。この場合において、配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることについて確認ができた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行うものとし、当該確認ができない場合で配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できたときには、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は当該者の扶養親族等とみなして臨時福祉給付金の支給に係る審査を行うものとする。
- 6 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者については、第1項第6号の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下この号及び次号並びに第8条第4項において「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
 - (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（支給額）

第4条 臨時福祉給付金の支給額は、臨時福祉給付金の支給対象者1人につき15,000円とする。

（申請受付開始日及び申請期限）

第5条 臨時福祉給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 臨時福祉給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前項に定める日から3か月を経過した日とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

- 2 申請者による申請及び臨時福祉給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送申請方式(申請者が申請書(前項の申請書をいう。以下同じ。)を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
- (2) 窓口申請方式(申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)
- (3) 窓口現金受領方式(申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該窓口で現金により支給する方式をいう。)

- 3 申請者は、臨時福祉給付金の支給の申請に当たっては、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本(次条第3項において「公的身分証明書の写し等」という。)を提出し、又は提示するものとする。

(代理による申請)

第7条 代理人(臨時福祉給付金の支給の申請を代理する者をいう。次項及び第3項において同じ。)は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。)
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

- 2 代理人は、臨時福祉給付金の支給の申請をしようとするときは、申請書に加え、委任状を提出するものとする。ただし、当該申請書の委任欄への記載をもって委任状の提出に代えることができる。

- 3 市長は、代理人による臨時福祉給付金の支給の申請について、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、当該代理人が当該代理人本人であること及び代理人となる資格を有することを確認しなければならない。

(支給の決定及び支給)

第8条 市長は、第6条の規定による臨時福祉給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、臨時福祉給付金の支給を決定し、当該支給対象者に対し、臨時福祉給付金を支給する。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に規定する児童等について、当該児童等分の臨時福祉給付金につき、当該児童等の保護者から代理申請があった場合は、臨時福祉給付金の不支給を決定する(本市において、当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に規定する者が同項に規定する申出を行った場合で、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があったときは、臨時福祉給付金の不支給を決定する(当該申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

- 4 市長は、第1項の規定にかかわらず、第3条第6項に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき同項各号に規定する養護者から代理申請があった場合は、臨時福祉給付金の不支給を決定する(本市において、当該第3条第6項に規定する者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(臨時福祉給付金の支給に関する周知)

第9条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時福祉給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 第5条第2項の期限までに、臨時福祉給付金の申請を行わない者は、臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条第1項の規定により臨時福祉給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時福祉給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に当該臨時福祉給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求めものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第341号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱を次のように定める。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業(法第115条の45の3第1項の規定による市長の指定に係る第1号事業(法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。以下同じ。))を行う事業所により行われる当該第1号事業をいう。次条において同じ。)の実施に関し、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本市は、指定第1号事業として次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下この号において同じ。)のうち、次に掲げるサービスを行う事業

ア 介護予防型訪問サービス(第1号訪問事業のサービスのうち、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。)

イ 基準緩和型訪問サービス(第1号訪問事業のサービスのうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして本市が定める基準に従って提供されるサービスで、調理、洗濯、掃除等の家事その他の居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。次号イにおいて同じ。)に必要な日常生活上の支援を行うサービスをいう。)

(2) 第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下この号において同じ。)のうち、次に掲げるサービスを行う事業

ア 介護予防型通所サービス(第1号通所事業のサービスのうち、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。)

イ 基準緩和型通所サービス(第1号通所事業のサービスのうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして本市が定める基準に従って提供されるサービスで、運動、レクリエーション活動等の機会の提供、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援を行うサービスをいう。)

(指定の拒否)

第3条 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者が、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるとき。
- (2) 申請者が、金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員であるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他法第115条の2第2項第5号に規定する政令で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法第115条の2第2項第5号の2に規定する政令で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の市長が別に定める使用人（第11号及び第13号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として市長が別に定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として市長が別に定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として市長が別に定めるもののうち、当該申請者と市長が別に定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、第9号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に地域支援事業（法第115条の45第1項に規定する地域支援事業をいう。）又は居宅サービス等（法第23条に規定する居宅サービス等をいう。）に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第2号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する

者のあるものであるとき。

- (14) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第2号から第7号まで又は第9号から第12号までのいずれかに該当する者であるとき。

(指定の期間)

第4条 省令第140条の63の7の規定により本市が定める期間は、6年とする。

(変更等の届出)

第5条 指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。次条第1号及び第7条において同じ。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 省令第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第8号まで、第12号及び第14号に掲げる事項（同項ただし書の規定により市長が記載を要しないと認めた事項を除く。）に変更があった場合 指定第1号事業に係る変更届出書（様式第1号）
- (2) 休止した当該指定に係る第1号事業を再開した場合 指定第1号事業再開届出書（様式第2号）

(公示)

第6条 市長は、法第115条の45の3第1項の指定をしたとき、省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があったとき、又は法第115条の45の9の規定により法第115条の45の3第1項の指定を取り消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 当該指定事業者の名称又は氏名
- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類

(指定事業者の基準)

第7条 指定事業者は、法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準として本市が別に定める基準に従い事業を行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号 (第5条関係)

指定第1号事業に係る変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

事業者 所在地
名 称
代表者氏名 ㊞

介護保険法の規定による事業者の指定に係る事項を変更したので、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

指 定 内 容 を 変 更 し た 事 業 所	介護保険事業者番号	
	名 称	
	所 在 地	
	サービスの種類	
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第2号 (第5条関係)

指定第1号事業再開届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

事業者 所在地
名 称
代表者氏名 ㊞

介護保険法の規定により指定を受けた事業の再開に関し、次のとおり届け出ます。

再 開 に 係 る 事 業 所	介護保険事業者番号	
	名 称	
	所 在 地	
	サービスの種類	
再 開 に 係 る 年 月 日	年 月 日	

備考

- 1 当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。

●金沢市告示第342号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱を次のように定める。

平成28年12月26日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則（第3条）

第2節 介護予防型訪問サービス

第1款 基本方針（第4条）

第2款 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3款 設備に関する基準（第7条）

第4款 運営に関する基準（第8条―第39条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条―第42条）

第3節 基準緩和型訪問サービス

第1款 基本方針（第43条）

第2款 人員に関する基準（第44条・第45条）

第3款 設備に関する基準（第46条）

第4款 運営に関する基準（第47条・第48条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第49条―第51条）

第4節 介護予防型通所サービス

第1款 基本方針（第52条）

第2款 人員に関する基準（第53条・第54条）

第3款 設備に関する基準（第55条）

第4款 運営に関する基準（第56条―第65条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条―第69条）

第5節 基準緩和型通所サービス

第1款 基本方針（第70条）

第2款 人員に関する基準（第71条・第72条）

第3款 設備に関する基準（第73条）

第4款 運営に関する基準（第74条・第75条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第76条―第78条）

第3章 雑則（第79条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1号イ及び第2号の規定による指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関しては、この要綱の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第1号事業 法第115条の45の3第1項の規定による市長の指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。
- (4) 介護予防型訪問サービス 第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。

次号において同じ。)のサービスのうち、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

- (5) 基準緩和型訪問サービス 第1号訪問事業のサービスのうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして本市が定める基準に従って提供されるサービスで、調理、洗濯、掃除等の家事その他の居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。)に必要な日常生活上の支援を行うサービスをいう。
- (6) 介護予防型通所サービス 第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。次号において同じ。)のサービスのうち、省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。
- (7) 基準緩和型通所サービス 第1号通所事業のサービスのうち、省令第140条の63の6第2号に該当するものとして本市が定める基準に従って提供されるサービスで、運動、レクリエーション活動等の機会の提供、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援を行うサービスをいう。
- (8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (9) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該指定第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定第1号事業に要した費用の額とする。)をいう。
- (10) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業のサービスをいう。
- (11) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第2章 指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1節 一般原則

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、指定第1号事業の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の第1号事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うよう努めなければならない。

第2節 介護予防型訪問サービス

第1款 基本方針

第4条 指定第1号事業に該当する介護予防型訪問サービス(以下「指定介護予防型訪問サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくは省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する心身の状態(以下「基準該当状態」という。)の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定介護予防型訪問サービスの事業を行う者(以下「指定介護予防型訪問サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防型訪問サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者(金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、か

つ、指定介護予防型訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防型訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。第56条第4項において「指定居宅サービス等基準省令」という。）第5条第4項の規定により厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（金沢市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第48号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防型訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防型訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定介護予防型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第7条 指定介護予防型訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防型訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防型訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第8条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

- ア 指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防型訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定介護予防型訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防型訪問サービス事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- (提供拒否の禁止)
- 第9条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防型訪問サービスの提供を拒んではならない。
- (サービス提供困難時の対応)
- 第10条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行う者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定介護予防型訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (受給資格等の確認)
- 第11条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は当該事業の対象であることの有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防型訪問サービスを提供するように努めなければならない。
- (要支援認定の申請等に係る援助)
- 第12条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定又は基準該当状態の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は基準該当状態の判断（以下この条において「要支援認定の申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに要支援認定の申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けてい

る要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（金沢市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第60号。第42条第1号において「指定介護予防支援等基準条例」という。）第34条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けることにつきあらかじめ市に届け出ていないときは、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントにより利用者ごとに作成される計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメントにより利用者ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画等の変更の援助)

第17条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを提供した際には、当該指定介護予防型訪問サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防型訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防型訪問サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防型訪問サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防型訪問サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施

地域以外の地域の居宅において指定介護予防型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態若しくは基準該当状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に指定介護予防型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 指定介護予防型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防型訪問サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。第4号及び第41条において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護予防型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排

せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第28条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防型訪問サービスを提供できるよう、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防型訪問サービスを提供しなければならない。

3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の研修には次に掲げる事項を含めるものとする。

(1) 法第5条第3項に規定する施策の包括的な推進に資するための、本市、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、地域住民等の活動に関する知識及びこれらの者との連携に関する事項

(2) 利用者の人権の擁護及び利用者に対する虐待の防止に関する事項

（衛生管理等）

第29条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

第30条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所の見やすい場所に、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第31条 指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、当該指定介護予防型訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（広告）

第32条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第33条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理等）

第34条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防型訪問サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防型訪問サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告

しなければならない。

(地域との連携)

第35条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防型訪問サービス計画

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員の排除)

第39条 指定介護予防型訪問サービス事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防型訪問サービスの基本取扱方針)

第40条 指定介護予防型訪問サービスは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防型訪問サービスの具体的取扱方針)

第41条 訪問介護員等の行う指定介護予防型訪問サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状

況の的確な把握を行うものとする。

- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防型訪問サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防型訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予防型訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを行う者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に報告するとともに、当該介護予防型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防型訪問サービス計画の実施状況の把握（次号及び第11号において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防型訪問サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第42条 指定介護予防型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防型訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第34条第7号に規定するアセスメントをいう。第68条第1号において同じ。）において把握された課題、指定介護予防型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防型訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3節 基準緩和型訪問サービス

第1款 基本方針

第43条 指定第1号事業に該当する基準緩和型訪問サービス（以下「指定基準緩和型訪問サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態若しくは基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事その他の必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第44条 指定基準緩和型訪問サービスの事業を行う者（以下「指定基準緩和型訪問サービス事業者」という。）が当

該事業を行う事業所（以下「指定基準緩和型訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき従事者（指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長の指定する研修を修了した者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数以上とする。

- 2 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、指定基準緩和型訪問サービス事業所ごとに、常勤の従事者のうち、1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。
- 3 前項の訪問事業責任者は、専ら指定基準緩和型訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定基準緩和型訪問サービスの提供に支障がない場合は、当該指定基準緩和型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防型訪問サービス事業所に従事することができる。
(管理者)

第45条 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、指定基準緩和型訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定基準緩和型訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和型訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第46条 第7条の規定は、指定基準緩和型訪問サービス事業所について準用する。

第4款 運営に関する基準

(記録の整備)

第47条 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者に対する指定基準緩和型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 基準緩和型訪問サービス計画（作成した場合に限る。）又はサービスの提供内容を記載した書面
 - (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第23条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第48条 第8条、第10条から第26条まで、第28条から第37条まで及び第39条の規定は指定基準緩和型訪問サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と、第8条第1項及び第30条中「第26条」とあるのは「第48条において準用する第26条」と、第25条第3項中「サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者）」とあるのは「訪問事業責任者（第44条第2項に規定する訪問事業責任者）」と、同項第4号中「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定基準緩和型訪問サービスの基本取扱方針)

第49条 指定基準緩和型訪問サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、自らその提供する指定基準緩和型訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定基準緩和型訪問サービス事業者は、指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努め

なければならない。

(指定基準緩和型訪問サービスの具体的取扱方針)

第50条 従事者の行う指定基準緩和型訪問サービスの方針は、第43条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定基準緩和型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した基準緩和型訪問サービス計画を必要に応じて作成するものとする。
- (3) 基準緩和型訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、基準緩和型訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、基準緩和型訪問サービス計画を作成した際には当該基準緩和型訪問サービス計画を、作成しない際にはサービスの提供内容を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、基準緩和型訪問サービス計画を作成した場合にあっては、当該基準緩和型訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定基準緩和型訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問事業責任者は、基準緩和型訪問サービス計画を作成した場合にあっては当該基準緩和型訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該基準緩和型訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該基準緩和型訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該基準緩和型訪問サービス計画の実施状況の把握(次号及び第11号において「モニタリング」という。)を行うものとし、基準緩和型訪問サービス計画を作成していない場合にあってはサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するものとする。
- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングを行った場合は、当該モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果又は第9号の規定による報告の内容を踏まえ、必要に応じて基準緩和型訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する基準緩和型訪問サービス計画の変更について準用する。

(準用)

第51条 第42条の規定は、指定基準緩和型訪問サービスの事業について準用する。

第4節 介護予防型通所サービス

第1款 基本方針

第52条 指定第1号事業に該当する介護予防型通所サービス(以下「指定介護予防型通所サービス」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第53条 指定介護予防型通所サービスの事業を行う者(以下「指定介護予防型通所サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防型通所サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節